

総務教育常任委員会資料

(令和5年2月15日)

陳 情 5 年 教 育 第 4 号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－4 (R5.2.7)	教 育	マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等（公立学校関係）について	

▶陳情事項

鳥取県内の学校・園において、政府よりマスクの有無について、「不要な場面において積極的に外すよう促す等」が示されたことから、今後加速すると予測される「脱マスク指導」を含むマスクに関わる指導等で、発生すると予見される諸問題を未然に防止し、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行うため、

- 1 学校等へ高機能換気設備、二酸化炭素濃度測定器、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機等の換気システムを導入し、換気方法を段階的に見直すこと
- 2 様々な事情がある子どもがいることから、厚生労働省通達による「本人の意に反して着脱を無理強いすることにならないよう」という一文を学校ガイドラインに明記し、周知すること

を求める。

▶陳情理由

文部科学省事務連絡により、マスク着用による「児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘」がされ、「メリハリのあるマスクの着用」が推奨されている。

一方で、「児童生徒等の心情等に適切な配慮をすること」との記載もあり、各家庭で必要とする感染症対策の度合いは異なることや、「保護者は子の第一義的責任を有すること」に配慮し、保護者や児童生徒に「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないこと」を何度でも繰り返し丁寧に伝えていただき、通達等で周知していただくようお願いする。

教室内の安全性を保ち、心理的不安を解消することにより、常時マスクを必要とする児童生徒とマスクをしない児童生徒が、互いの考えや行動を尊重できるようにしていけるよう学習環境の整備及び学習機会の確保に努めてほしい。

このことにより、今後のマスクの着脱指導で発生し得るいじめや偏見、差別、圧力等を未然に防止し、どのような事情のある児童生徒であっても、安心して集団生活を送れる教育現場を実現していくよう努めてほしい。

また、これらは厚生労働省や文部科学省の通達において、繰り返し通知をされている内容であり、早期実現が期待される。

加えて、当会で子ども達へアンケートを実施したところ、実際にほとんどの子ども達が、着用の必要がないとされる場面においてもマスクを着用し、学校生活を送っていることが読み取れる。また、様々な理由によりマスクを着用せずに学校生活を送っている子ども達の中には、心情への理解が及ばないことにより深く傷ついている子ども達もいる。

厚生労働省により発出されたリーフレットのマスクの着脱についての文言において、今後は様々な理由により、マスク着用の有無で傷つく可

能性があると想定される。

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（第10回議事要旨）では、「教師は人権侵害の加害者にもなり得る」と指摘されており、実際にアンケートからは子ども同士の事例だけでなく、教職員の指導等により、傷つくこともあるという事実が読み取れる。

また、同会議では、「教職員の人権意識が最も重要なことである」と言及されており、教職員に求められる感染症対策の負担を軽減し、子ども達の人権意識への配慮に注力をいただけるよう、より一層の環境整備に努めていただきたいことから、陳情するものである。

▶提出者

全国有志子どもを思う会鳥取支部

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

教育委員会（教育環境課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、体育保健課）

【現状、県の取組状況】

- 1 県立学校では、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、国の事業も活用しながら、手指消毒や二酸化炭素濃度測定器等、日々の衛生対策用品の購入や予防効果があるとされている施設・設備の整備を行ってきた。

全ての県立学校において、普通教室及び選択教室にはエアコンが整備されており、換気のための窓開放に加え、多くの学校でサーキュレーターやHEPAフィルタ付空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器を購入し、換気効果を高めるよう工夫している。

なお、高機能換気設備は、整備費用が高額であることから整備が進んでいない。

＜県立学校における整備状況＞

サーキュレーター：29校、HEPAフィルタ付空気清浄機：16校、二酸化炭素濃度測定器：27校

＜市町村（学校組合）立学校における整備状況＞

県立学校と同様、国事業を活用しながら衛生対策用品の整備や換気対策の整備を実施している。

- 2 鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）を策定し全ての県立学校に周知しており、マスクの着用については、手洗いや咳エチケット、換気、三密の回避といった基本的な感染防止対策の1つとして示し、十分な身体的距離が確保できない場合や換気が不十分な場合などは原則着用とし、屋内において十分な身体的距離の確保及び換気が徹底されており、会話が行われない場合などは着用不要として記載している。

また、市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインにも同様に記載し、各市町村（学校組合）教育委員会に周知している。

なお、マスクの有無について差別や偏見等が生じることを防止するため、以下のとおりガイドラインに記載している。

（参考）鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

- ・「併せて、児童生徒等の特性による感覚過敏や体調不良により、マスクの着用が難しい場合は、無理にマスクを着用する必要はなく、マスクの着用を強制することがないように人権や健康に配慮した対応をすること。」
- ・「マスクについては、感染防止対策上、着用することを推奨しているが、実際に着用するかどうかについては、児童生徒等の特性を含めて、本人及び保護者の判断によるものである。よって、マスクの着用の有無について同調圧力により相手を責めたり苦しめたりすることがないように配慮すること。」